

# Weekly Report

第237号  
平成25年10月28日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 適用要件が緩和される所得拡大促進税制

### ◆給与等を増加させた企業の支援措置

政府は、経済成長とともに所得の拡大を重要な課題としており、今月1日に公表した「民間投資活性化等のための税制改正大綱」には、今年度（25年4月以後に開始する事業年度）から施行された所得拡大促進税制の拡充・延長が盛り込まれました。

同制度は現行、国内雇用者の給与等支給額について、以下の要件①～③を満たす場合、基準事業年度（通常24年度）より増加した額の10%が税額控除（法人税額の10%、中小は20%が限度）ができます。

- ① 給与等支給額が基準事業年度比で5%以上増加
- ② 給与等支給額が前年度以上であること
- ③ 平均給与支給額が前事業年度以上であること

### ◆支給額の増加割合の緩和など

改正案では、要件①の増加割合5%以上を、\*27年4月前に開始する適用年度は2%以上、\*27年4月～28年3月までは3%以上、\*28年4月～30年3月までは5%以上に緩和します。

要件③については、平均給与支給額の算定対象が「継続雇用者（適用年度とその前年度に給与等を支給された雇用保険一般被保険者）に対する給与等」に見直され、退職者や新入社員、定年後の再雇用者などを除いて判定することになります。また、前年度の平均を「上回る」ことに変更されます。

これらの改正は26年4月以後に終了する事業年度から適用される予定です。なお、3月決算法人の25年度は、26年4月前に終了する事業年度ですが、改正後の要件であれば全て満たしている場合には、26年度で制度を適用した際に25年度分の控除額を上乗せして税額控除ができます。

## 来月は「下請取引適正化推進月間」です

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です（標語「下請代金 きちっと払って 築こう信用」）。

下請法では親事業者にたいして、注文書の交付や、下請代金の支払期日を定めること等を義務づけています。また、通常対価に比べて著しく低い代金を不当に定めることや、発注時に決定した下請代金を理由もなく発注後に減額する、一方的に発注の取り消しや変更させること等は、禁止行為として違反になります。

来年4月から消費税率が引き上げられますが、転嫁対策措置により消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されていますので、下請法と併せて理解する必要があります。

## ★★★11月のチェックポイント★★★

※税務署から年末調整関係書類が届くので確認。

各種控除申告書などを配布し、保険料控除証明書などを預るか大切に保管するか指示します。

なお、中途入社の方は前勤務先の「源泉徴収票」を取り寄せするよう依頼します。

※売掛金の回収を徹底すると同時に、賃金計画を改めて確認し、借入が必要な場合は金融機関に提出する必要書類を準備します。

※年末繁忙期に向けたパート・アルバイトを早めに確保・補充の手配をします。